各都道府県消防防災主管部長

殿

東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁予防課長

「改正火災予防条例(例)の運用について」等の一部改正について

石綿含有製品の製造等禁止に係る労働安全衛生法施行令の一部改正(平成15年政令第457号)等に伴い、通知の一部を下記のとおり改正しますので、執務の参考としてください。

また、この度の改正及び「火災予防条例(例)の一部改正について」(平成17年消防安第168号・消防危第162号)における石綿に関する部分の改正の趣旨を御理解の上、消防機関におかれましては、消防用設備等の改修検査時や立入検査時等に、石綿含有製品の使用が確認された場合には、当該防火対象物の関係者に対し、石綿を含有しない製品等への代替を働きかけるなど、関係者及び施設利用者の安全・健康の確保に御配慮願います。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村に対して、この旨周知されるようお願い します。

記

1 内装材の難燃措置に関する取扱いについて(昭和51年9月3日付け消防予第63号)

新

- 第2 防火薬液の指定
  - 3 加熱試験
  - (2)試験装置
    - イ 加熱炉
    - (二) 加熱炉は、標準板(日本工業規 格A5430(繊維強化セメント 板)に規定するオートクレーブ養生 した厚さ1センチメートル、大きさ が縦横それぞれ 22 センチメートル の0.8けい酸カルシウム板で、温 度 40 ± 5 の乾燥器中で 24 時間以 上乾燥させた後、デシケーター中に 24 時間以上放置して養生したもの をいう。以下同じ。)を用いて、は じめに副熱源で3分間加熱したの ち、さらに主熱源を加えて7分間加 熱し、合計で 10 分間加熱した場合 に、次の表に掲げる排気温度を 20 以内の誤差で再現できるもの とする。
- 第 2 防火薬液の指定
  - 3 加熱試験
  - (2)試験装置
    - イ 加熱炉
    - (二) 加熱炉は、標準板(日本工業規 格 A 5 4 1 3 (石綿セメントパー <u>ライト板)</u>に規定するオートクレ -ブ養生した厚さ1センチメート ル、大きさが縦横それぞれ 22 セン チメートルの0.8石綿パーライ ト板で、温度 40±5 の乾燥器中 で24時間以上乾燥させた後、デシ ケーター中に 24 時間以上放置して 養生したものをいう。以下同じ。) を用いて、はじめに副熱源で3分 間加熱したのち、さらに主熱源を 加えて7分間加熱し、合計で10分 間加熱した場合に、次の表に掲げ る排気温度を 20 以内の誤差で再 現できるものとする。

新

ΙH

- 改正火災予防条例<u>(例)</u>の運用について標記については、さきに次長通達「市(町・村)火災予防条例<u>(例)</u>の一部改正について」(昭和五十四年十月一日づけ消防予第百八十二号)をもつて示したところであるが、その運用については、下記事項に十分留意のうえ、適正を期するよう貴管市町村を御指導願いたい。
- 第一 火を使用する設備及び器具並びに その使用に際し火災の発生のおそれ のある設備及び器具について
- 改正後の火災予防条例(例)(以下「改 正後の例」という。) において、液体燃料 を使用する設備及び器具並びにその使用 に際し、火災の発生のおそれのある設備及 び器具(以下「設備及び器具」という。) を設置する場合、周囲から離すべき距離を 別表第五及び別表第六において定めてい る。この距離は、消防庁をはじめとする関 係省庁、関係機関等の委員で構成される 「燃焼機器類の設置基準等に関する研究 会」(以下「研究会」という。)において、 石油燃焼機器のうち、小規模事業所等で多 く使用されている入力70キロワット未 満のもので、かつ、機器本体の安全性が確 認されたものについて研究、検討された結 果まとめられた設置基準を基として定め ている。このことから、改正後の例別表第 五及び別表第六に掲げる距離を適用する ことができる設備及び器具は、原則として 日本工業規格に適合する製品又は火災予 防上これと同等の安全性を有すると認め られる設備及び器具並びに消防機関等の 公的機関により安全性が確認された設備 及び器具であり、その他の設備及び器具 は、改正後の例第十七条の二及び第二十二 条の二の規定を適用し、別途基準を定める 必要があること。

改正火災予防条例<u>準則</u>の運用について 標記については、さきに次長通達「市

標記については、ささに次長通達・市 (町・村)火災予防条例<u>準則</u>の一部改正に ついて」(昭和五十四年十月一日づけ消 防予第百八十二号)をもつて示したとこ ろであるが、その運用については、下記 事項に十分留意のうえ、適正を期するよ う貴管市町村を御指導願いたい。

- 第一 火を使用する設備及び器具並びに その使用に際し火災の発生のおそれ のある設備及び器具について
  - 改正後の火災予防条例準則(以下「改正 後の準則」という。) において、液体燃料 を使用する設備及び器具並びにその使用 に際し、火災の発生のおそれのある設備及 び器具(以下「設備及び器具」という。) を設置する場合、周囲から離すべき距離を 別表第五及び別表第六において定めてい る。この距離は、消防庁をはじめとする関 係省庁、関係機関等の委員で構成される 「燃焼機器類の設置基準等に関する研究 会」(以下「研究会」という。)において、 石油燃焼機器のうち、小規模事業所等で多 く使用されている入力70キロワット未 満のもので、かつ、機器本体の安全性が確 認されたものについて研究、検討された結 果まとめられた設置基準を基として定め ている。このことから、改正後の準則別表 第五及び別表第六に掲げる距離を適用す ることができる設備及び器具は、原則とし て日本工業規格に適合する製品又は火災 予防上これと同等の安全性を有すると認 められる設備及び器具並びに消防機関等 の公的機関により安全性が確認された設 備及び器具であり、その他の設備及び器具 は、改正後の準則第十七条の二及び第二十 二条の二の規定を適用し、別途基準を定め る必要があること。

新

- 2 設備及び器具の周囲については、次によるものであること。
- (1)改正後の例中「これと類似する仕上げをした建築物等の部分」とは、たとえ表面が不燃材料で仕上げたものであつても(2)に該当する防火構造り防火性能の低いもので、可燃性の下地の炭化等により着火の危険性のあるものをいい、例えば、ステンレス等の金属板又はグラスウールでそれのみで仕上げを行つたもの等が該当するものであること。
- (2)改正例中「不燃材料で有効に仕上げを した建築物等の部分」とは、建築基準法 施行令(昭和二十五年政令第三百三十八 号)第百八条第二号に規定する防火構造 (同条第四号の規定に基づき建設大臣 が同条第二号と同等以上の防火性能を 有すると認めて指定するものを含む。) と同等以上の防火性能を有するもので あること。
- 3 設備及び器具の周囲が、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第七号に規定する耐火構造又は建築基準法施行令第百八条第一号に規定する防火構造(同条第四号の規定に基づき建設大臣が同条第一号と同等以上の防火性能を有すると認めて指定するものを含む。)の場合は、改正後の例別表第五及び別表第六に掲げる距離を確保する必要はないが、設備及び器具の周囲の状況、ごみ等の付着状況、油もれの有無等が容易に点検できる距離を確保する必要があること。
- 4 湯を使用する形態の設備及び器具で入力12キロワットをこえる設備及び器具については、改正後の例第八条の二の規定を適用するものとし、入力12キロワット以下の設備及び器具については、改正後の例第八条の規定の適用を受けるものであること。

なお、「改正火災予防条例<u>(例)</u>の運用について」(昭和四十八年二月二十六日づけ消防予第三十三号。以下「四十八年予防課長通達」という。)の第二の4の前段については、その効力を失うものであること。

- 2 設備及び器具の周囲については、次によるものであること。
- (1)改正後の<u>準則</u>中「これと類似する仕上げをした建築物等の部分」とは、たとえ表面が不燃材料で仕上げたものであつても(2)に該当する防火構造より防火性能の低いもので、可燃性の下地の炭化等により着火の危険性のあるものをいい、例えば、ステンレス等の金属板又はグラスウール<u>あるいはきわめて薄い石綿スレート板</u>でそれのみで仕上げを行つたもの等が該当するものであること。
- (2)改正<u>準則</u>中「不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分」とは、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百八条第二号に規定する防火構造(同条第四号の規定に基づき建設大臣が同条第二号と同等以上の防火性能を有すると認めて指定するものを含む。)と同等以上の防火性能を有するものであること。
- 3 設備及び器具の周囲が、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第七号に規定する耐火構造又は建築基準法施行令第百八条第一号に規定する防火構造(同条第四号の規定に基づき建設大臣が同条第一号と同等以上の防火性能を有すると認めて指定するものを含む。)の場合は、改正後の<u>準則</u>別表第五及び別表第六に掲げる距離を確保する必要はないが、設備及び器具の周囲の状況、ごみ等の付着状況、油もれの有無等が容易に点検できる距離を確保する必要があること。
- 4 湯を使用する形態の設備及び器具で入力12キロワットをこえる設備及び器具については、改正後の<u>準則</u>第八条の二の規定を適用するものとし、入力12キロワット以下の設備及び器具については、改正後の<u>準則</u>第八条の規定の適用を受けるものであること。

なお、「改正火災予防条例<u>準則</u>の運用について」(昭和四十八年二月二十六日づけ消防予第三十三号。以下「四十八年予防課長通達」という。)の第二の4の前段については、その効力を失うものであること。

- 5 改正後の<u>例</u>中「防熱板」とは、次のもの をいうものであること。
- (1)金属以外の不燃材料の防熱板

厚さ〇.六cm以上の〇.八けい酸 カルシウム板</u>又はこれらと同等以上 の防熱性を有するもので、可燃物と防 熱板の間に通気性のよい一cm以上 の空間が設けられ、かつ、不燃材料の スペーサーで保持されるもの。

(ただし書略)

7 改正後の例中第三章第一節及び第二節の規定は一定の条件を予定して定められた画一的基準であり、今後新しく開発される設備及び器具に対してそのまま適用することが適当でない場合が考えられるほか、周囲の状況等によつても同様のことが考えられる。

このことから、改正後の<u>例</u>第十七条の二及び第二十二条の二の規定は、これらの基準の適用に際して特例が認められる旨を規定したものであり、これに関連して改正前の火災予防条例(例)第八条の二第二項、第十一条第四項、第十八条第一項第五号ただし書及び第十九条第一項第二号ただし書の規定は、削除したものであること。

本規定の特例を適用する前提としては、 あくまで物的な代替措置又は具体的な環 境条件が存在することが必要であり、抽象 的、主観的な要素は、特例適用の要件とは なり得ないものであること。

また、消防長(消防署長)が、この規定 を適用する場合は、具体的な指導基準の設 定等により、認定の客観性及び統一性を確 保する必要があるものであること。

特に現行の日本工業規格の適用を受けない新しい形態の設備及び器具が開発され特例的な取扱いを必要とするケースが考えられるが、この場合は、実験データ等を添えて消防庁に個別に照会願いたいこと。

- 5 改正後の<u>準則</u>中「防熱板」とは、次のも のをいうものであること。
- (1)金属以外の不燃材料の防熱板

厚さ〇.三cm以上の石綿スレート 板若しくは石綿パーライト板又はこれらと同等以上の防熱性を有するもので、可燃物と防熱板の間に通気性のよい一cm以上の空間が設けられ、かつ、不燃材料のスペーサーで保持されるもの。

(ただし書略)

7 改正後の<u>準則</u>中第三章第一節及び第二節の規定は一定の条件を予定して定められた画一的基準であり、今後新しく開発される設備及び器具に対してそのまま適用することが適当でない場合が考えられるほか、周囲の状況等によつても同様のことが考えられる。

このことから、改正後の<u>準則</u>第十七条の 二及び第二十二条の二の規定は、これらの 基準の適用に際して特例が認められる旨 を規定したものであり、これに関連して改 正前の火災予防条例<u>準則</u>第八条の二第二 項、第十一条第四項、第十八条第一項第五 号ただし書及び第十九条第一項第二号た だし書の規定は、削除したものであること

本規定の特例を適用する前提としては、 あくまで物的な代替措置又は具体的な環 境条件が存在することが必要であり、抽象 的、主観的な要素は、特例適用の要件とは なり得ないものであること。

また、消防長(消防署長)が、この規定 を適用する場合は、具体的な指導基準の設 定等により、認定の客観性及び統一性を確 保する必要があるものであること。

特に現行の日本工業規格の適用を受けない新しい形態の設備及び器具が開発され特例的な取扱いを必要とするケースが考えられるが、この場合は、実験データ等を添えて消防庁に個別に照会願いたいこと。

新	旧
	なお、四十八年予防課長通達の第二の 6 及び「火災予防条例準則第十一条第四項の キユービクル式変電設備について」(昭和 四十八年十二月五日づけ消防予第百七十 五号)については、改正後の準則第十七条 の二に基づくものとして取り扱うこと。
9 気体燃料を使用する設備及び器具についての設置基準については、現在検討が進められているので、この成果を待つて火災予防条例 <u>(例)</u> の改正を行う予定であること。	いての設置基準については、現在検討が進

## ガス機器の設置基準について(昭和58年1月8日付け消防予第2号)

新 IΗ 章 章 3 - 2 2 不燃材料 3 - 2 2 不燃材料 建築基準法第2条第9号に規定する不 建築基準法第2条第9項に規定されて いるコンクリート、れんが、瓦、石綿ス 燃材料をいう。 レート、鉄鋼、アルミニューム、ガラス、 モルタル及びしっくい等で、建築基準法 施行令第108条の2で定める不燃性を 有するものが該当する。 3-23 可燃材料、難燃材料又は準不 3-23 可燃材料、難燃材料又は準不 燃材料による仕上げをした建築物の部分 燃材料による仕上げをした建築物の部分

不燃材料以外の材料による仕上げをし た建築物の部分等及び不燃材料以外の材 料に鋼板等の不燃材料で仕上げをした建 築物の部分等をいう。

不燃材料以外の材料による仕上げをし た建築物の部分等及び不燃材料以外の材 料に鋼板又は薄い石綿スレート板等の不 燃材料で仕上げをした建築物の部分等を いう。

## 業務用ガス機器の設置基準について(平成4年2月18日付け消防予第29号)

新 IΗ 別添 別添 音 音 3 - 2 8 不燃材料 3 - 2 8 不燃材料 建築基準法第2条第9項に規定されて 建築基準法第2条第9号に規定する不 燃材料をいう。 いるコンクリート、れんが、瓦、石綿ス レート、鉄鋼、アルミニューム、ガラス、 モルタル及びしっくい等をいう。 このほか、建築基準法施行令第108 条の2で定める不燃性を有するものが該 当する。

3-29 可燃材料、難燃材料又は準不 燃材料による仕上げをした建築物の部分

不燃材料以外の材料による仕上げをし た建築物の部分等及び不燃材料以外の材 料に鋼板等の不燃材料で仕上げをした建 築物の部分等をいう。

3-29 可燃材料、難燃材料又は準不 燃材料による仕上げをした建築物の部分

不燃材料以外の材料による仕上げをし た建築物の部分等及び不燃材料以外の材 料に鋼板又は薄い石綿スレート板等の不 燃材料で仕上げをした建築物の部分等を いう。